

## 近年の意匠登録出願及び審査運用の概況報告

---

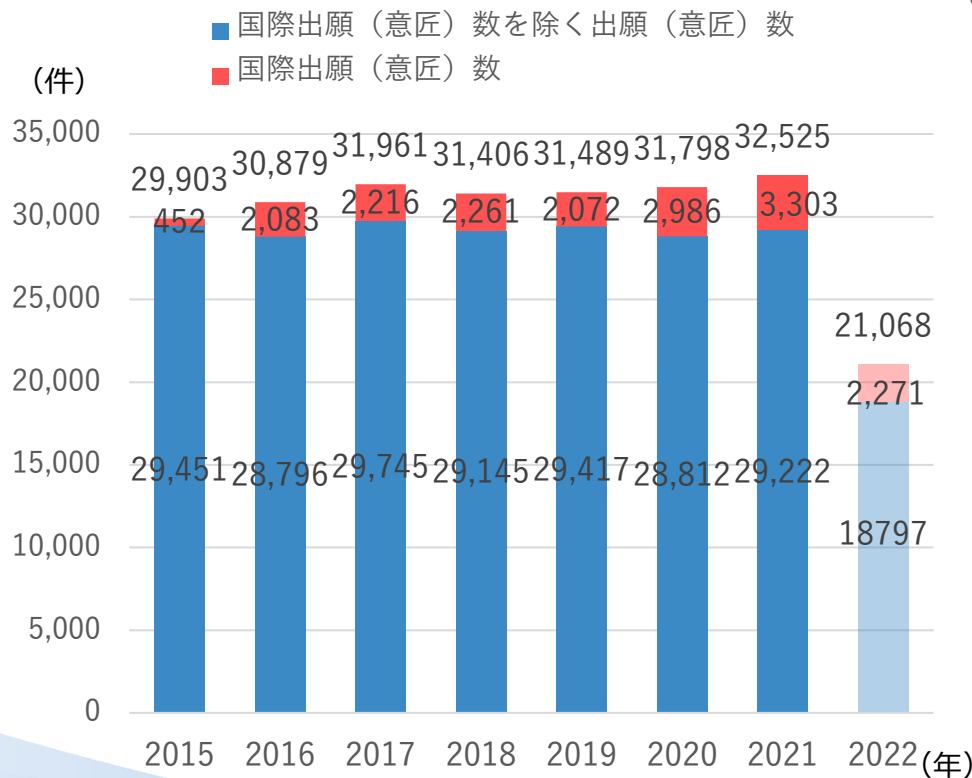
- 1 近年の意匠登録出願の概況
- 2 近年の我が国の意匠制度・運用改定の実組
- 3 改正法下の意匠登録出願及び審査の概況
- 4 意匠制度・運用改定に基づく意匠登録事例集の公表

# 1. 近年の意匠登録出願の概況

# 近年の意匠登録出願の状況

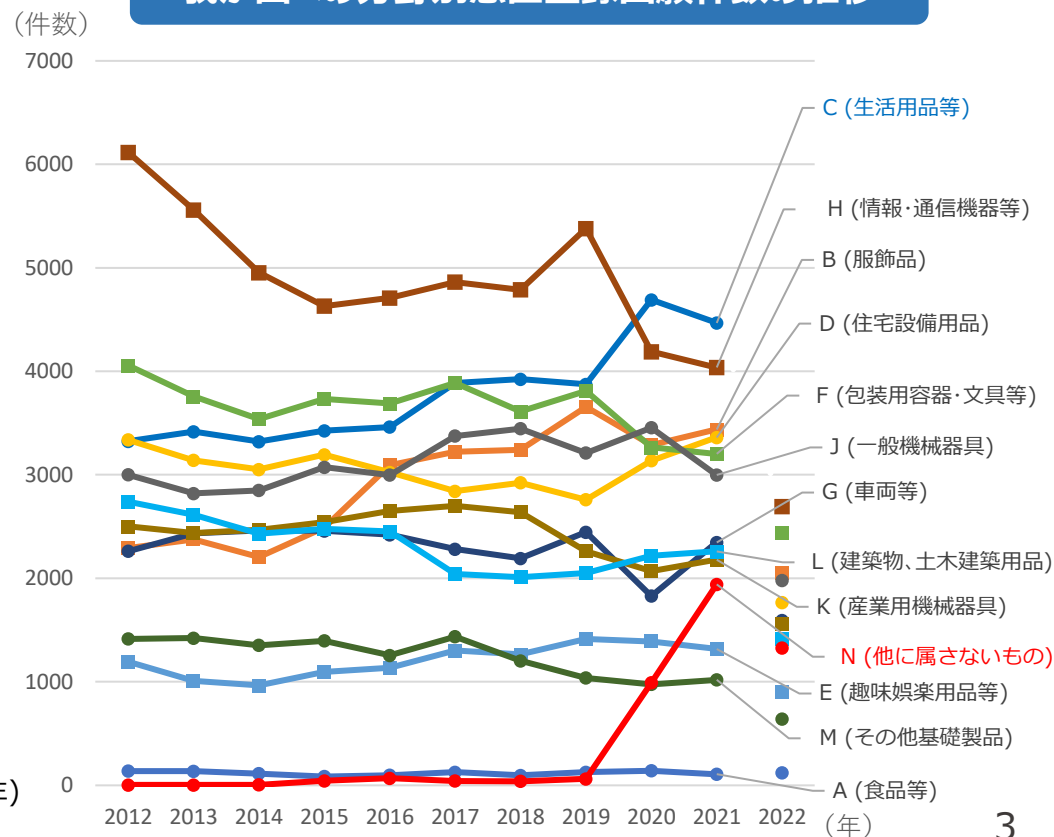
- 我が国への意匠登録出願件数は、2010年以降3万件前後で推移。
- 日本意匠分類による物品等分野別の2021年は、特に画像(N)の増加が顕著。また、2020年以降、コロナ関連物品が含まれる生活用品等(C)や住宅設備用品(D)が増加し、2021年も生活用品等(C)の件数が最多。

## 我が国への意匠の出願動向



※「特許庁ステータスレポート 2022」を基に意匠課作成。なお2022年は、特許庁HP「特許出願等統計速報（令和4年10月25日作成）」における2022年1月～8月の速報値（前年同期比0.5%増）を基に作成。

## 我が国への分野別意匠登録出願件数の推移

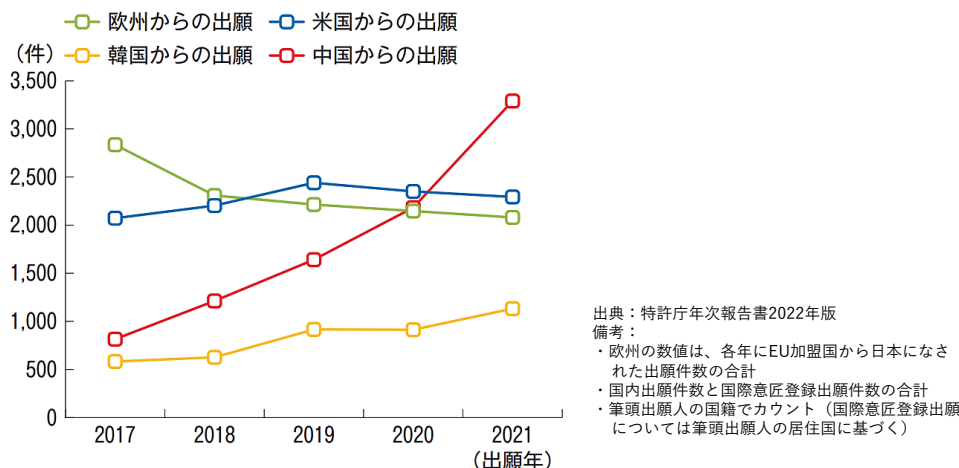


※ 2022年11月24日意匠課調べ。なお2022年は8月31日までの暫定値

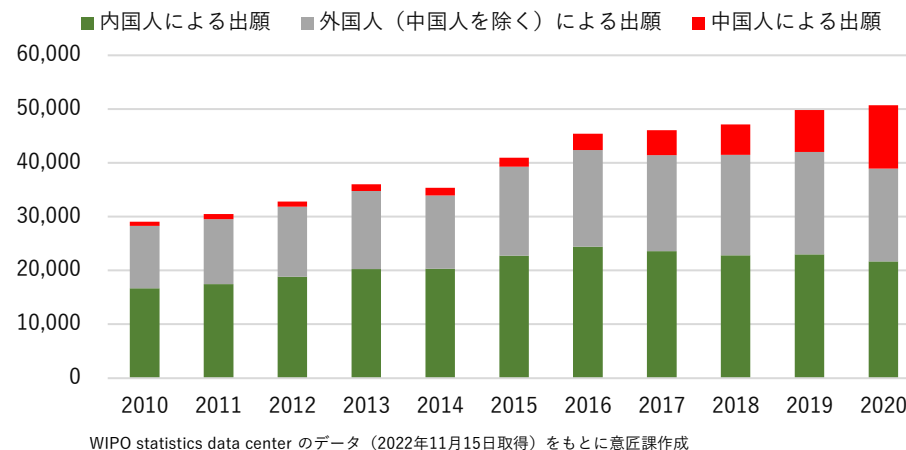
# 各国官庁における意匠登録出願の状況

- 外国人による日本への意匠登録出願について、2021年は中国からの出願が最多となった（左上図）。
- 各国において、ここ数年内国からの出願が微減傾向であるのに対し、外国・特に中国からの出願が増加。

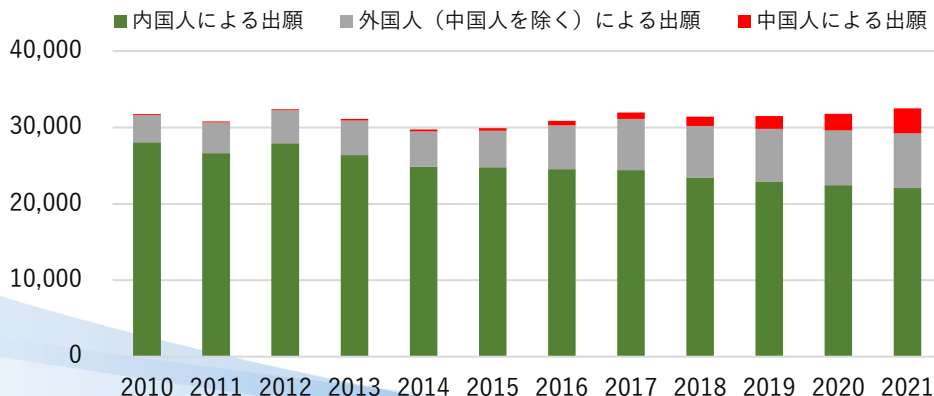
## 外国人による日本への意匠登録出願件数の推移



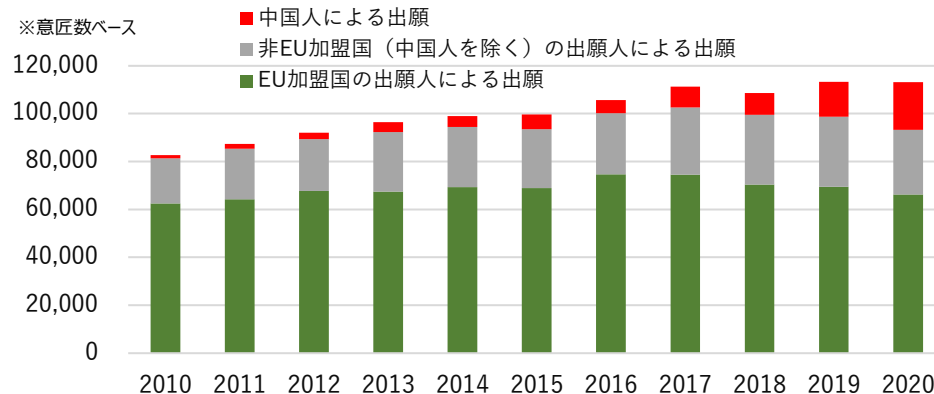
## 米国における意匠出願件数推移



## 日本における意匠出願件数推移



## 欧州における意匠出願件数推移

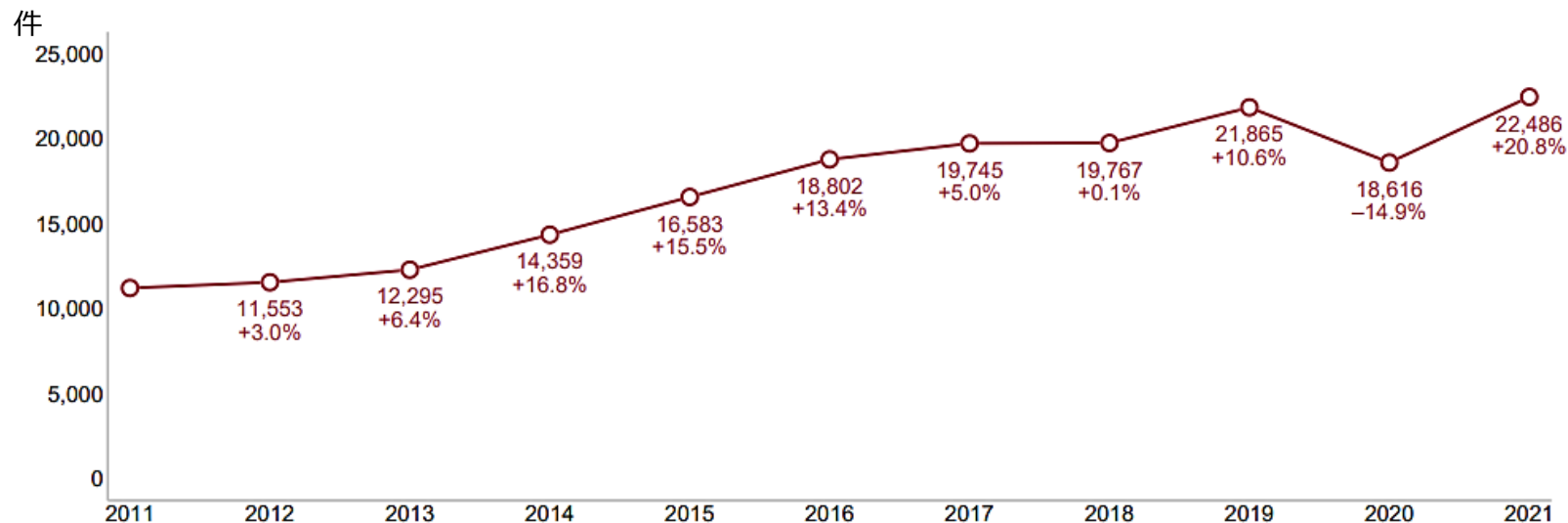


# 意匠の国際登録制度の利用状況

- 2015年、日本と米国のハーグ協定への同時加入により、意匠の国際登録制度の利用が活発化。2022年中国が加入したことにより、今後更なる増加が予測される。
- 日本への国際意匠登録出願件数(P.3左図参照)は増加傾向にあり、2021年は約3,300件（意匠出願全体の約1割）

## ハーグ協定に基づく意匠の国際出願動向

※意匠数ベース



出典：「Executive Summary Hague Yearly Review 2022」より  
<https://www.wipo.int/edocs/pubdocs/en/wipo-pub-930-2022-exec-summary-en-hague-yearly-review-2022-executive-summary.pdf>

## 2. 近年の我が国の意匠制度・運用改定の実施

# 国内外のユーザーが円滑に意匠権を取得できるようにするために

● 2015年以降増加する国際意匠登録出願のユーザーのみならず、国内、国際の別なく、我が国制度に不慣れたユーザーにとって意匠登録出願の手続に必要な負担を抑え、権利取得のための機会を十分に確保できるよう、当ワーキンググループでは、出願意匠の開示の具体性を損なうことのない願書及び図面の記載要件の緩和の方向性を検討してきた。

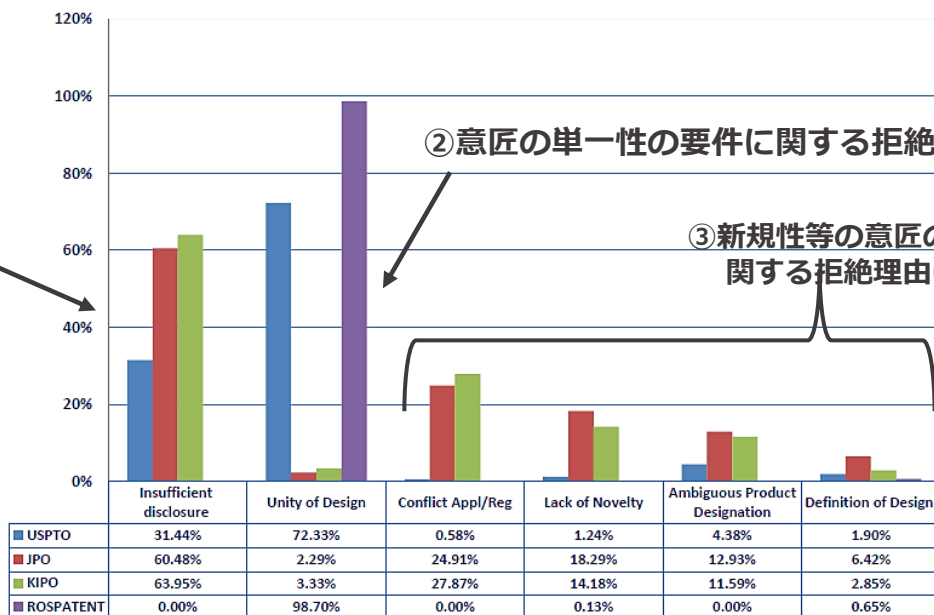
● そして2018年以降、意匠登録を受けようとする部分を特定するための意匠の説明の記載の基準緩和等を皮切りに、国内外のユーザーが円滑に意匠権を取得できるようにするための制度改革及び運用変更を順次行ってきた。

USPTO, JPO, KIPO & ROSPATENT  
Refusal Grounds per Designs, up to December 31, 2018

① 意匠の不十分な開示に関する拒絶理由が多い

② 意匠の単一性の要件に関する拒絶理由が多い

③ 新規性等の意匠の本質的な登録要件に関する拒絶理由は意外に少ない



Source: Internal WIPO statistics

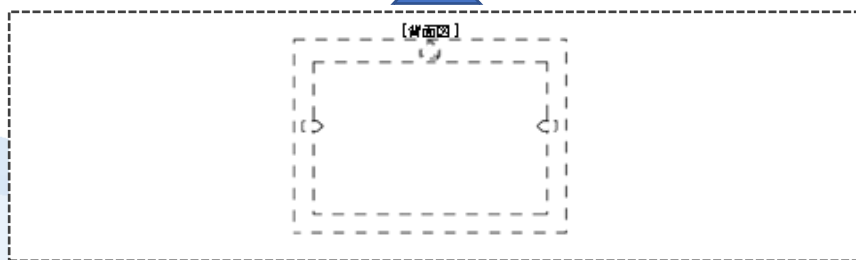
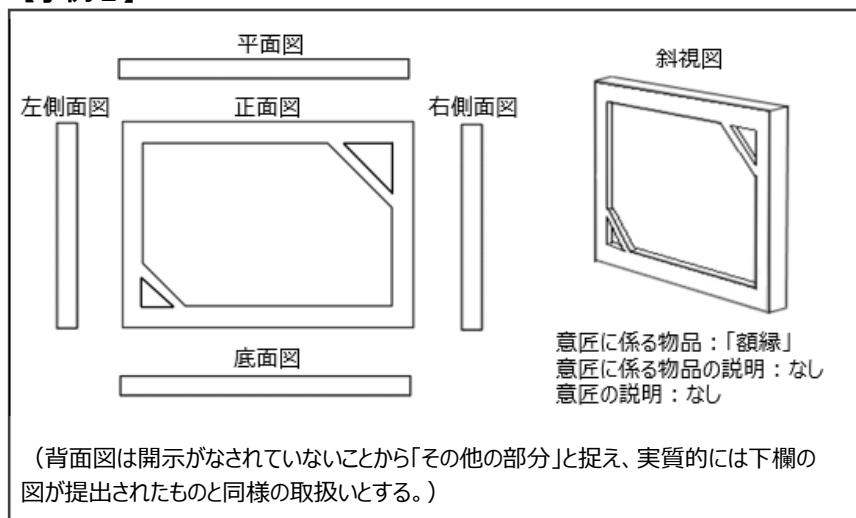
# 願書及び図面の記載要件の緩和（１）

2018年に創作の実態に則した意匠の開示の在り方について行った検討に基づき、2019年5月に意匠法施行規則改正及び審査基準改訂を行い、意匠の明確さを維持しつつも、図面の記載要件を大幅に緩和した。

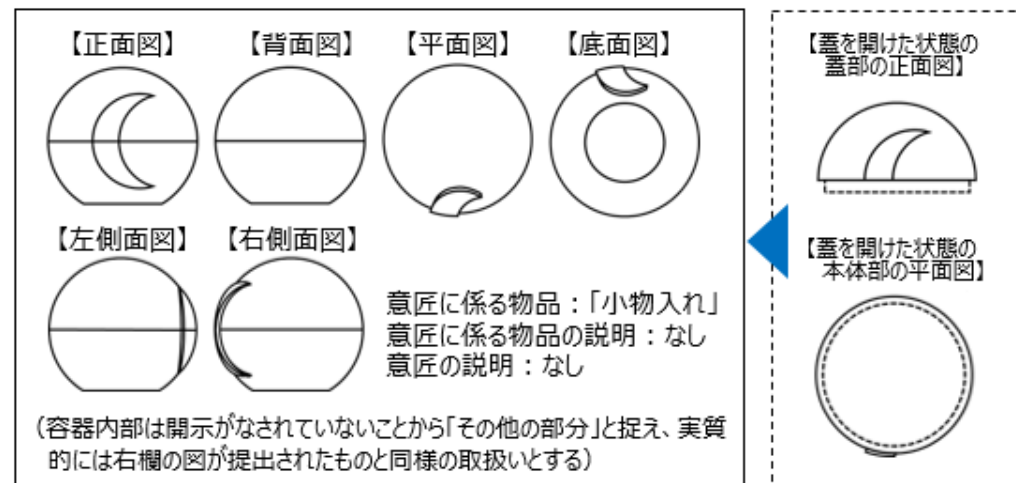
## ■ 図の数の要件を緩和

物品全体の形態が開示されていなくても、意匠登録を受けようとする意匠の創作の内容が十分に開示されていれば、図の数等は不問とすることとした。

### 【事例１】



### 【事例２】

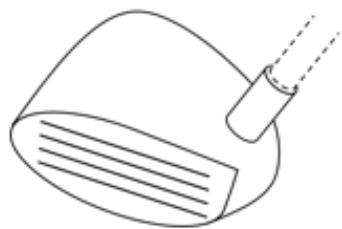


## 願書及び図面の記載要件の緩和（２）

### ■ 意匠登録を受けようとする部分以外の部分の開示の省略

物品全体の形態が開示されていなくても、物品等の性質に照らして「意匠登録を受けようとする部分」の位置・大きさ・範囲を十分に導き出すことができる場合には、意匠が具体的であると判断することとした。

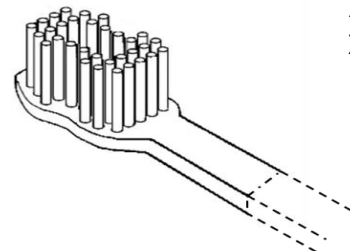
【斜視図】



意匠に係る物品：「ゴルフクラブ」  
意匠に係る物品の説明：なし  
意匠の説明：なし

※説明の都合上、その他の図は省略した。

【斜視図】



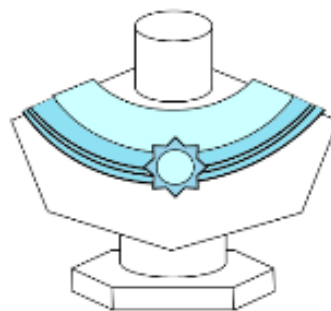
意匠に係る物品：「歯ブラシ」  
意匠に係る物品の説明：なし  
意匠の説明：一点鎖線は意匠登録を受けようとする部分とその他の部分との境界のみを示す線である。

※説明の都合上、その他の図は省略した。

### ■ 出願の意匠以外の物品等の図示可能化

創作内容の表現上必要な場合、トルソーなど出願に係る意匠以外の物品等も図示可能とした。

【正面図】



意匠に係る物品：首飾り  
意匠の説明：白色で表したトルソーは、意匠登録を受けようとする意匠以外の物品である。

※説明の都合上、その他の図は省略した。

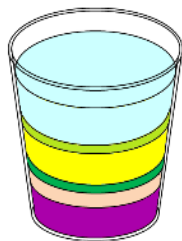
# 一意匠一出願に関する要件の緩和

2019年以降、一意匠一出願、物品の区分、及び組物の意匠の出願要件について、法令改正及び基準改訂等を行い順次緩和を行った。

## ■ 一意匠として出願できるものの範囲に関する要件を緩和

2019年1月の審査基準改訂で一つの意匠として出願できるものの範囲を明確化。複数の構成物から構成されるものであっても、用途や機能上の結びつきがある場合は、形態的なまとまりや、使用時の一体性などを考慮して一つの意匠と判断する旨を明記。

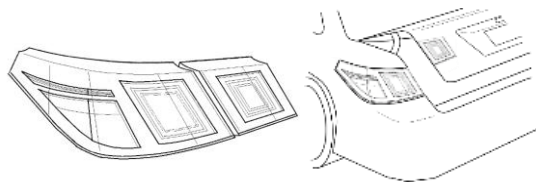
意匠に係る物品： 容器付きゼリー



意匠に係る物品： 自動車用尾灯

【斜視図】

【自動車に装着した状態を示す参考図】

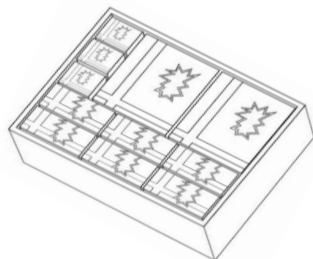


2020年4月に審査基準をさらに改訂し、用途や機能上の結びつきが無い複数の構成物から構成されるものであっても、一体的に流通が可能で、一体的に創作がなされている場合は、一つの意匠として出願できるよう要件を緩和。

意匠に係る物品： 歯磨き粉、包装用容器付き歯ブラシ



意匠に係る物品： 詰め合わせクッキー及び食卓用皿入り包装用容器

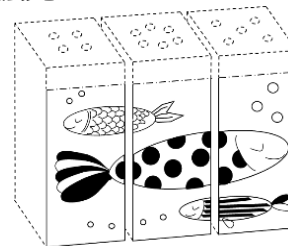


## ■ 組物の意匠の出願要件を緩和

2020年4月施行の意匠法、意匠法施行規則及び意匠審査基準から、組物の意匠が掲げられていた施行規則の別表第二（2021年4月から「別表」）の品目を一新。組物の意匠として出願できる意匠の対象を大幅に拡充。

### 1) 組物の部分意匠の保護対象化

【事例】一組の調理器具セット



### 2) 組物の意匠として出願可能な構成物品の要件緩和

運用変更前は、組物の意匠に含めることができる構成物品を、意匠審査基準上あらかじめ限定的に列挙することとしていたが、運用変更後は、一定の要件の下、出願人の任意で構成物品等を選ぶことができるようにした。

## ■ 物品の区分の見直しによる記載要件緩和

2021年4月施行の意匠法及び意匠法施行規則改正により、物品の区分の記載要件と意匠法施行規則上の物品区分表（別表第一）を削除。願書の【意匠に係る物品】の欄のみならず、願書の他の記載及び図面等によって、出願の意匠に係る物品等を判断する旨を審査基準に明記。

# 制度・運用緩和後の意匠登録例

意匠登録第1656171号（美和ロック株式会社）

（出願日：2019年7月1日、登録日：2020年3月11日）

【意匠に係る物品】 個人認証器

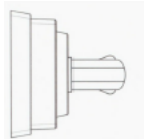
【意匠に係る物品の説明】 本物品は、I Cチップ入りの非接触キー等の個人認証用通信媒体を読み取ることができる機器であり、これを用いて錠前の施解錠管理等を行うことができる。また、本物品にはサムターンが付いており、手動で施解錠操作を行うこともできる。

【意匠の説明】 正面図や参考斜視図の左側の横長矩形部分は、個人認証用通信媒体を読み取るリーダー部分である。右側の丸い部分は、摘みを回転させることによって施解錠できるサムターン部分である。

【平面図】



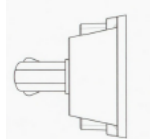
【左側面図】



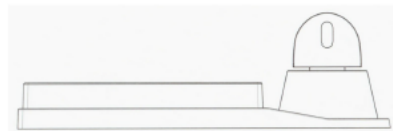
【正面図】



【右側面図】



【底面図】



【参考斜視図】



意匠登録第1663000号（芝浦機械株式会社）

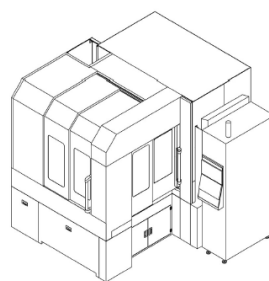
（出願日：2019年9月27日、登録日：2020年6月17日）

【意匠に係る物品】 工作機械

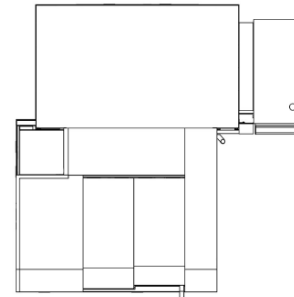
【意匠に係る物品の説明】 本物品は超精密マシニングセンタである。

【意匠の説明】 参考斜視図 1 及び参考斜視図 2 において、薄墨部分は透明である。

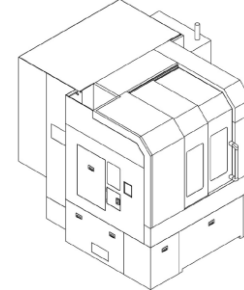
【縮小斜視図 1】



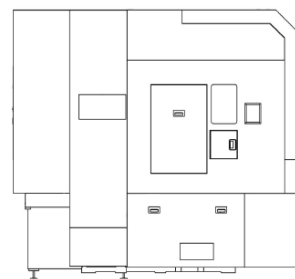
【平面図】



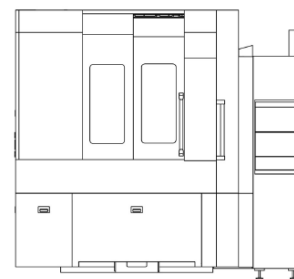
【縮小斜視図 2】



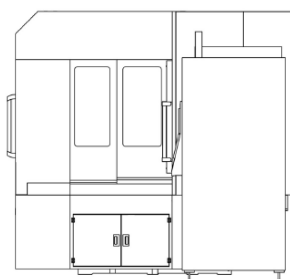
【左側面図】



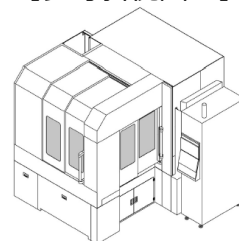
【正面図】



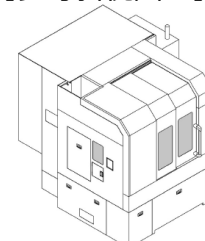
【右側面図】



【参考斜視図 1】



【参考斜視図 2】



# 制度・運用緩和後の意匠登録例

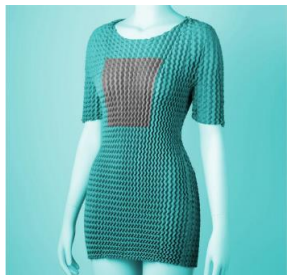
意匠登録第1722837号（株式会社三宅デザイン事務所）

（出願日：2021年9月30日、登録日：2022年8月10日）

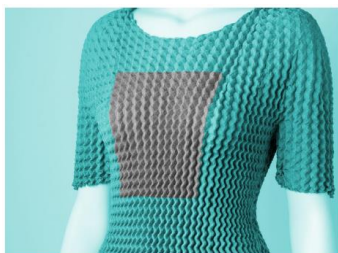
【意匠に係る物品】 チュニック

【意匠の説明】 緑色で着色した部分以外の部分が、意匠登録を受けようとする部分である。非着用時の参考正面図を除く各図において明調子で現れるマネキン、意匠登録を受けようとする意匠以外の物品である。各図における緑色の着色領域と非着色領域の境界は、意匠登録を受けようとする部分とそれ以外の部分の境界のみを表している。部分拡大正面図及び部分拡大斜視図は、いずれも、意匠登録を受けようとする部分周辺の拡大図である。

【斜視図】



【部分拡大斜視図】



【非着用時の参考正面図】



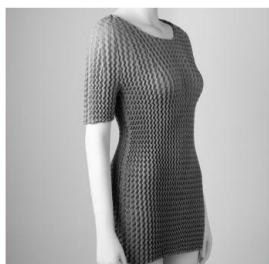
【正面図】



【部分拡大正面図】



【参考斜視図】



意匠登録第1696712号（株式会社nico holic）

（出願日：2021年3月29日、登録日：2021年9月21日）

【意匠に係る物品】 カップ入り菓子

【意匠に係る物品の説明】 この意匠登録出願の意匠は、カップに入った菓子（ケーキ）である。

【斜視図】



【平面図】



【左側面図】



【正面図】



【右側面図】



【背面図】



【底面図】



# 制度・運用緩和後の意匠登録例

意匠登録第1705412号（大王製紙株式会社）

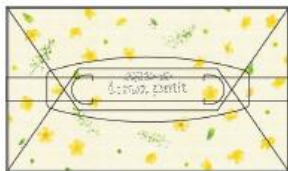
（出願日：2021年5月21日、登録日：2022年1月11日）

【意匠に係る物品】 包装用箱入り包装用袋

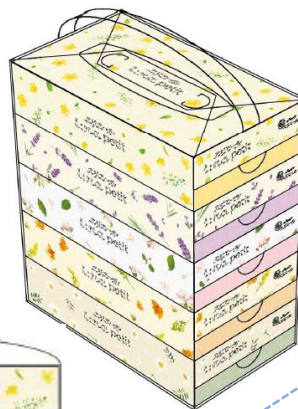
【意匠に係る物品の説明】 本願意匠に係る物品は、透明な包装用袋の中に、5つの包装用箱を入れたものである。

【意匠の説明】 本願意匠に係る包装用袋は、上面の提げ手を含め、全体が透明である。破線で表された部分以外の部分が、意匠登録を受けようとする部分である。

【平面図】



【斜視図】



【左側面図】



【正面図】



【右側面図】



【背面図】



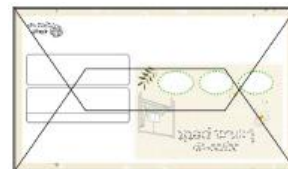
【最上段の平面図】



【最上段の左側面図】【最上段の正面図】【最上段の右側面図】【最上段の背面図】



【底面図】



【最上段の底面図】



※2段目ないし5段目の各図の掲載は省略した。

# 法改正後の組物の意匠の登録状況

改正前の2019年度に組物の意匠として出願され登録されたものは一部品目の12件※であったが、改正後の43品目の組物の意匠は、以下のように様々な物品分野での利用が進んでいる。

## 改正後の組物の意匠 43品目の登録件数累計

| 意匠法施行規則別表に掲げる品目 | 登録 |      |                   |     |      |
|-----------------|----|------|-------------------|-----|------|
|                 | 件数 | (部分) |                   |     |      |
| 1 一組の食品セット      | 0  | 0    | 23 一組の運動競技用品セット   | 0   | 0    |
| 2 一組の嗜好品セット     | 0  | 0    | 24 一組の楽器セット       | 0   | 0    |
| 3 一組の衣服セット      | 3  | 0    | 25 一組の教習具セット      | 1   | 0    |
| 4 一組の身の回り品セット   | 2  | 0    | 26 一組の事務用品セット     | 1   | 0    |
| 5 一組の美容用具セット    | 0  | 0    | 27 一組の販売用品セット     | 5   | 0    |
| 6 一組の繊維製品セット    | 0  | 0    | 28 一組の運搬機器セット     | 1   | 0    |
| 7 一組の室内装飾品セット   | 1  | 1    | 29 一組の運輸機器セット     | 68  | 4    |
| 8 一組の清掃用具セット    | 0  | 0    | 30 一組の電気・電子機器セット  | 6   | 5    |
| 9 一組の洗濯用具セット    | 0  | 0    | 31 一組の電子情報処理機器セット | 3   | 0    |
| 10 一組の保健衛生用品セット | 5  | 3    | 32 一組の測定機器セット     | 1   | 1    |
| 11 一組の飲食用容器セット  | 4  | 0    | 33 一組の光学機器セット     | 0   | 0    |
| 12 一組の調理器具セット   | 4  | 1    | 34 一組の事務用機器セット    | 0   | 0    |
| 13 一組の飲食用具セット   | 5  | 1    | 35 一組の販売用機器セット    | 0   | 0    |
| 14 一組の慶弔用品セット   | 0  | 0    | 36 一組の保安機器セット     | 0   | 0    |
| 15 一組の照明機器セット   | 1  | 1    | 37 一組の医療用機器セット    | 4   | 0    |
| 16 一組の空調機器セット   | 2  | 0    | 38 一組の利器、工具セット    | 0   | 0    |
| 17 一組の厨房設備用品セット | 1  | 1    | 39 一組の産業用機械器具セット  | 2   | 1    |
| 18 一組の衛生設備用品セット | 0  | 0    | 40 一組の土木建築用品セット   | 3   | 0    |
| 19 一組の整理用品セット   | 2  | 0    | 41 一組の基礎製品セット     | 1   | 0    |
| 20 一組の家具セット     | 5  | 2    | 42 一組の建築物         | 1   | 0    |
| 21 一組のペット用品セット  | 0  | 0    | 43 一組の画像セット       | 6   | 2    |
| 22 一組の遊戯娯楽用品セット | 1  | 0    | 累計                | 139 | (23) |

※2019年4月1日から2020年3月31日までの出願。改正後の組物の意匠は2020年4月1日から2022年9月30日までの登録件数。組物の部分について意匠登録を受けようとするものの件数はDタームVZA付与が確認できたものを計上。2022年10月25日意匠課調べ。

# 組物の意匠登録例

意匠登録第1707365号（株式会社ポーラ）

（出願日：2021年5月20日、登録日：2022年2月3日）

【意匠に係る物品】 一組の販売用品セット

【意匠に係る物品の説明】 本願意匠に係る物品は化粧料用容器を収納する包装用箱である。

【意匠の説明】 各構成物品の表面に現れる模様は、いずれも各種の花をX線撮影した写真を基にしたものであり、これによって組物全体を統一している。

【斜視図】



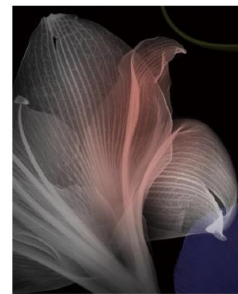
【包装用箱1の平面図】



【包装用箱1の  
左側面図】



【包装用箱1の  
正面図】



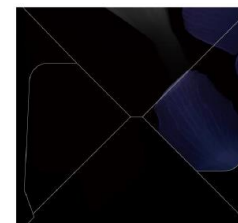
【包装用箱1の  
右側面図】



【包装用箱1の  
背面図】



【包装用箱1の底面図】

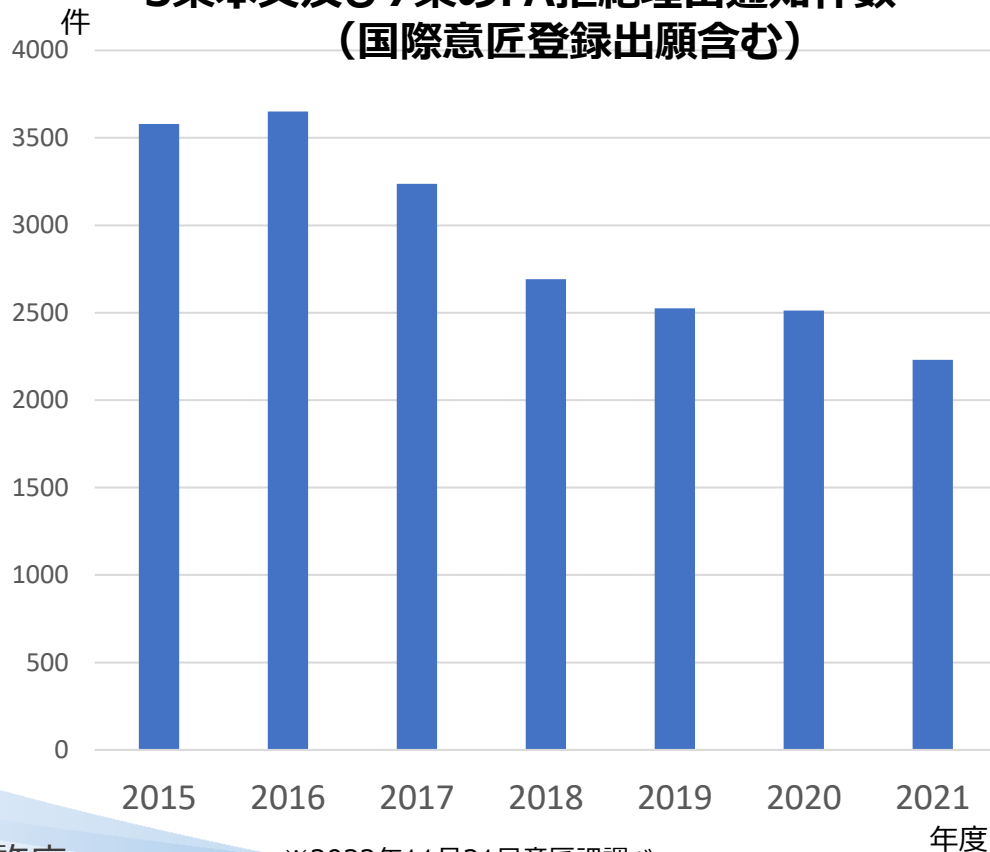


※包装用箱1の斜視図、包装用箱2ないし6  
の各図の掲載は省略した。

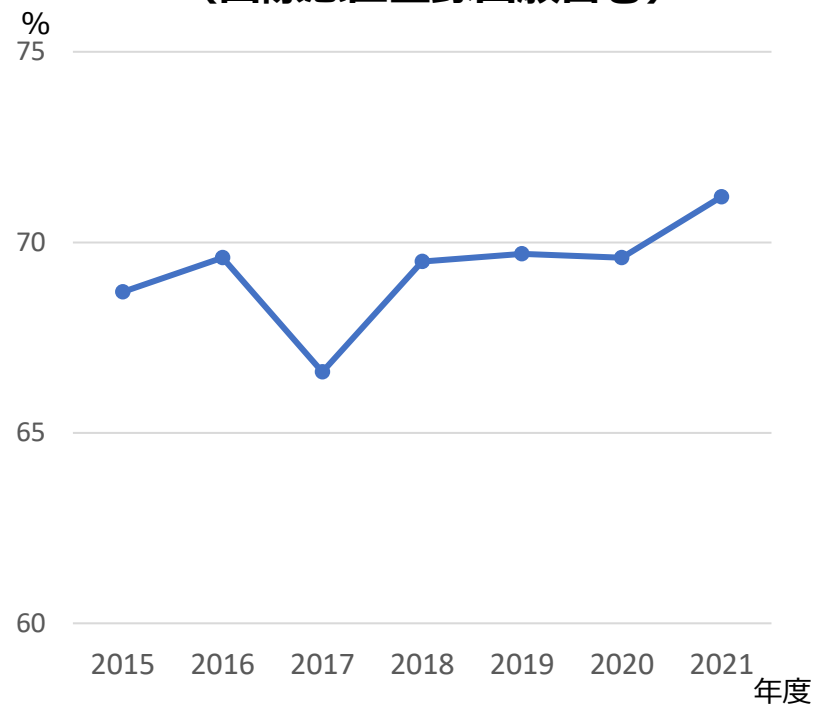
# 近年の制度運用改定の効果

図面等の開示要件に関する3条本文、及び一意匠一出願・物品の区分に関する7条の要件によるFA拒絶理由通知が、2016年度のピーク時より1000件以上減少するなど、近年の制度運用改定の効果がみられる。

**3条本文及び7条のFA拒絶理由通知件数  
(国際意匠登録出願含む)**



**即登録査定率  
(国際意匠登録出願含む)**



### 3. 改正法下の意匠登録出願及び審査の概況

# 令和元年意匠法改正（1）2020年4月施行法の概要

優良な顧客体験が競争力の源泉として重要性を高める中、  
デジタル技術を活用したデザイン等の保護や、ブランド構築に資するため、意匠制度を改正

## ① 保護対象の拡充（画像、建築物、内装）

- 物品に記録・表示されていない画像の保護

（参考）エリアマーカ―™（株式会社小糸製作所提供）

物品以外に投影される  
画像や、クラウド上に  
保存され、ネットワー  
クを通じて提供される  
画像の保護も可能に



※関係する意匠が登録されている

- 建築物の外観、内装デザインの保護

建築物の意匠の例

（参考）ユニクロPARK 横浜ベイサイド店（株式会社ファーストリテイリング提供）



※関係する意匠が登録されている

店舗の内装デザイン

（参考）鳥居書店（カルチュア・コンビニエンス・クラブ株式会社提供）



※関係する意匠が登録されている

## ② 関連意匠制度の拡充

- ✓ 長期にわたり、一貫したコンセプトに基づき開発されたデザインを保護
  - ・ 本意匠の出願から10年以内であれば登録可（制度改正以前は8か月程度）
  - ・ 関連意匠にのみ類似する意匠であっても登録可



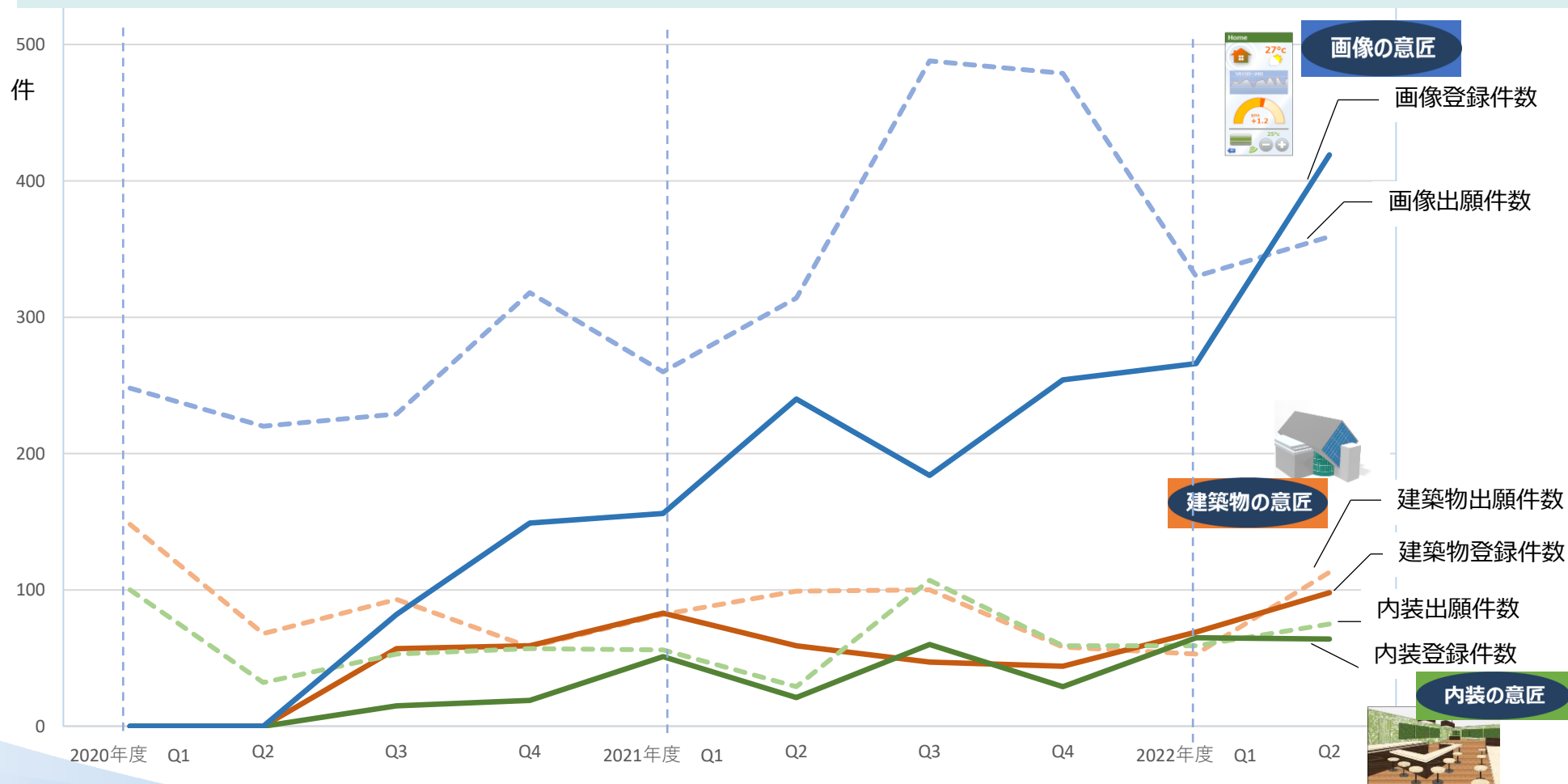
## ③ その他

- ・ 意匠権の存続期間を「登録日から20年」から「出願日から25年」に変更
- ・ 模倣品対策（侵害品を構成部品に分割して製造・輸入等する行為も取り締まることができる）
- ・ 組物の意匠を56品目の限定物品から、包括的な43品目の物品等へ対象拡充

# 新保護領域の意匠（画像、建築物、内装）の出願及び登録状況

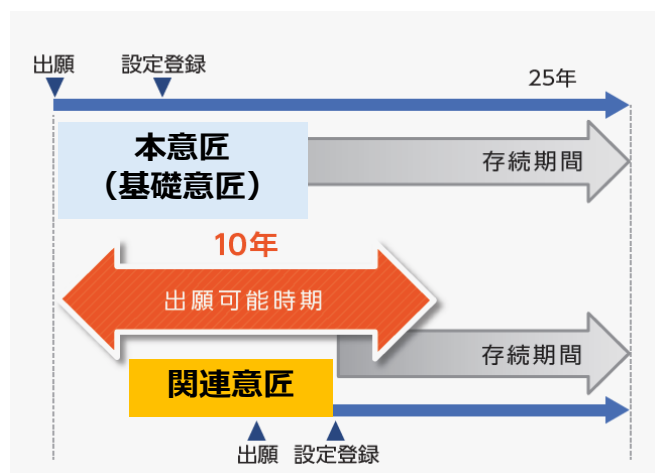
新保護領域の意匠の2020年4月の出願受付開始から四半期毎の件数推移。

出願は季節によって波が見られるが、概ね堅調に推移している。画像の意匠の出願の伸びがめざましい。

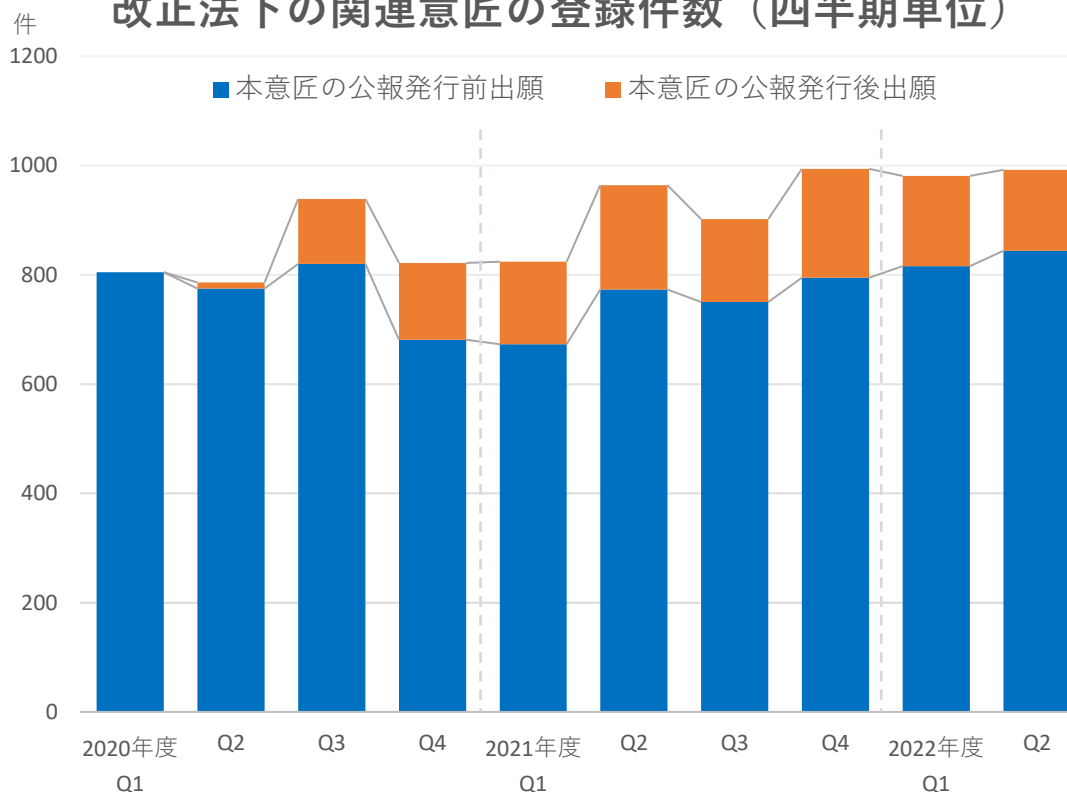


# 改正法下の関連意匠の登録状況

法改正により、自己の先行登録意匠が公報等で公知となった後でも、それと類似する後願意匠を関連意匠として意匠登録できるようになったことで、2020年4月以降、本意匠の公報発行後の出願が関連意匠として登録される件数は増加している。



## 改正法下の関連意匠の登録件数（四半期単位）



※出願日または優先権主張日または遡及日のいずれかが本意匠公報発行前であるものを「本意匠の公報発行前出願」として計上。2022年10月25日意匠課調べ

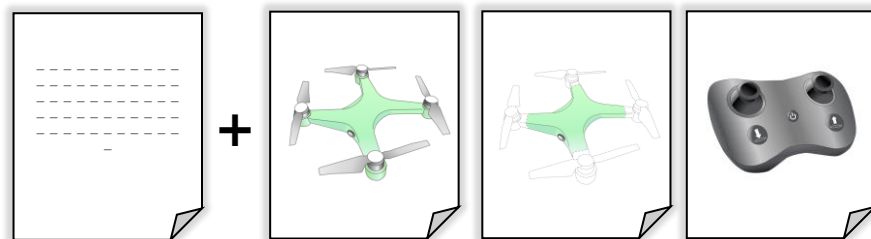
# 令和元年意匠法改正（2）2021年4月施行法の概要

## ①複数意匠一括出願手続の導入

意匠法第7条及び経済産業省令の改正により一の願書による複数の意匠の意匠登録出願が可能に。

願書

図面



（現行の出願方法である1意匠ごとに1つの意匠権を発生させるという原則は維持）

## ②物品の区分の扱いの見直し

物品の区分の記載要件と意匠法施行規則上の物品区分表（別表第一）を削除。

意匠に係る物品：履物

※「履物」は物品区分表で「短靴」の上位概念とされ、これまで経済産業省令で定める物品の区分と同程度の区分とは認められていなかった。



## ③手続救済規定の拡充

特許法を準用し、以下を認めることとした。

指定期間経過後の  
請求による  
指定期間の延長

意匠法第六十八条第一項で準用する  
特許法第五条第三項

優先期間経過後の  
優先権主張を伴う  
意匠登録出願

（期間内に申出できない正当な理由  
があるときに限る）

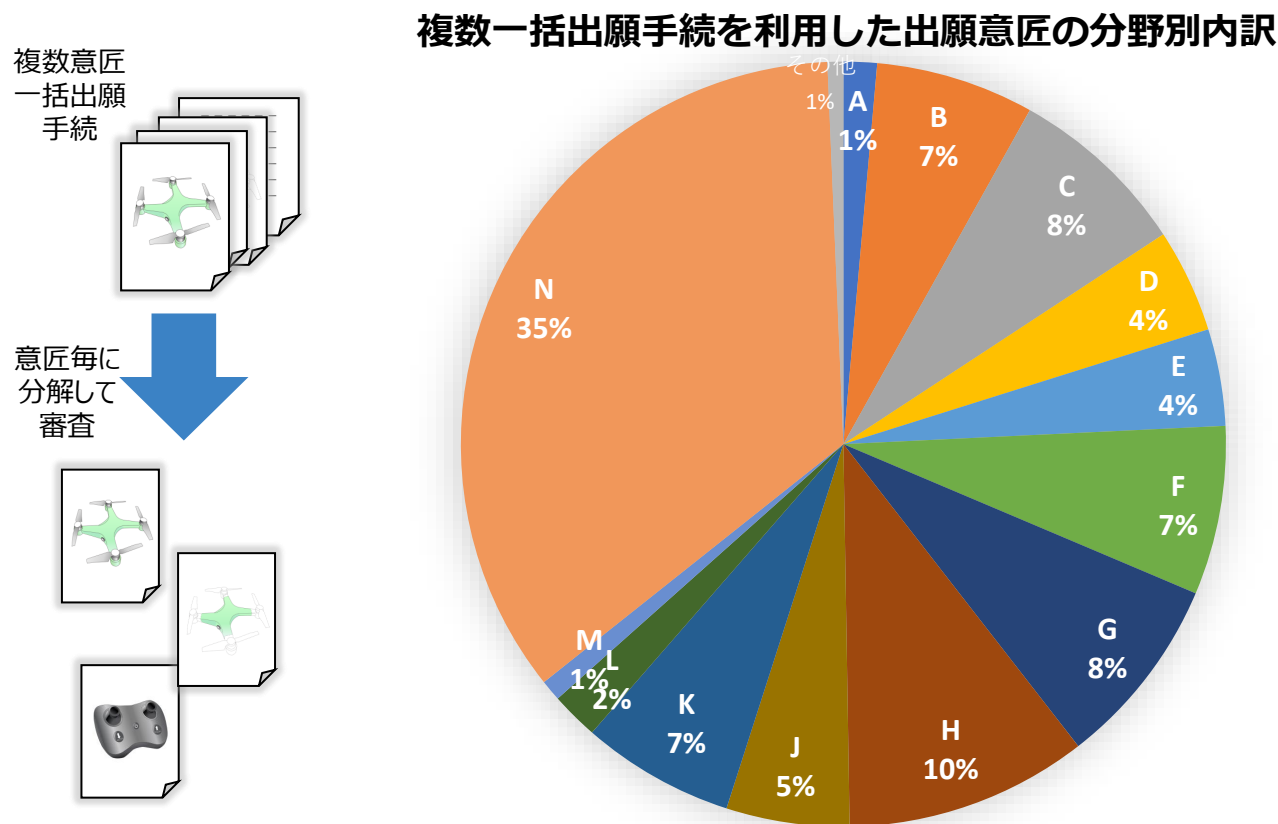
意匠法第十五条第一項で準用する  
特許法第四十三条の二

優先権書類の  
未提出通知を受けた後の  
優先権書類の提出

意匠法第十五条第一項  
及び第六十条の十第二項で準用する  
特許法第四十三条第六項及び第七項

# 複数意匠一括出願手続の利用状況

- 2021年4月1日の手続受付開始後から、2022年9月30日までに311通の利用があった。意匠ごとに分解した出願意匠1345件の物品等分類別内訳は以下のとおり。
- 物品等分類別では、画像意匠の分類されるN、電子製品H、運輸機器等G、生活用品等Cの利用が多く、特にN分野は全体の1/3以上を占める。



※2021年4月1日から2022年9月30日までの複数意匠一括出願手続を利用した手続累計311通を意匠ごとに分解した意匠数1345件の分野別内訳。2022年10月26日意匠課調べ

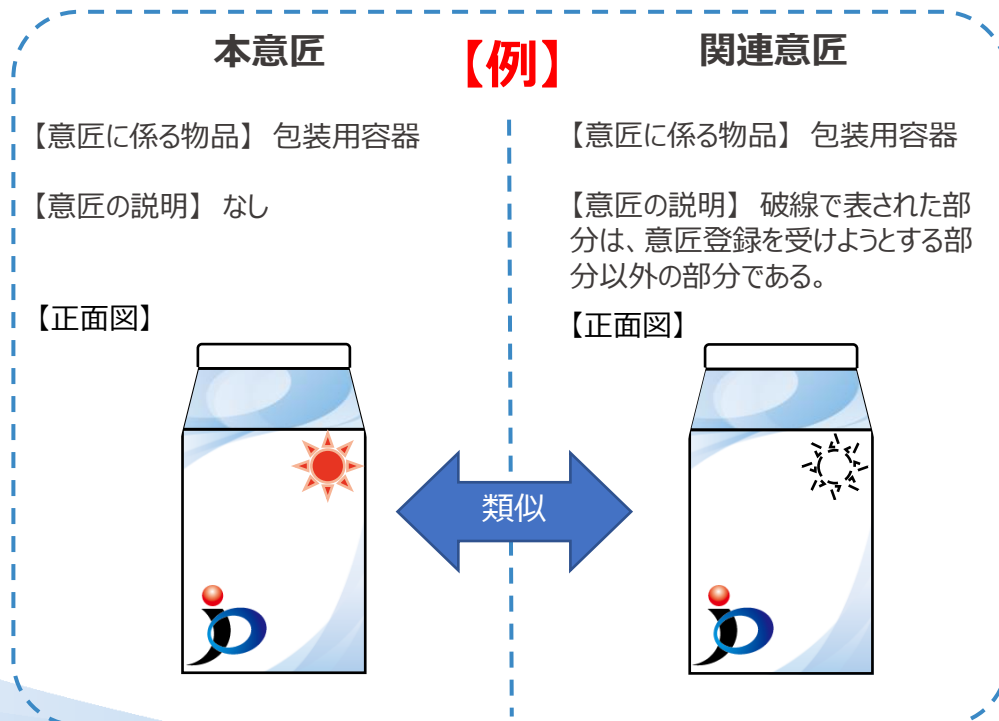
## 4. 意匠制度・運用改定に基づく 意匠登録事例集の公表

- 1 物品等の全体と部分の間の関連意匠登録事例
- 2 改正意匠法に基づく新たな保護対象の意匠登録事例
- 3 画像を含む意匠の関連意匠登録事例

# (1) 物品等の全体と部分の間の関連意匠登録事例

- 2019年4月の運用改定によって、2019年5月1日以降の意匠登録出願から物品等の全体について意匠登録を受けようとする意匠と、物品等の一部について意匠登録を受けようとする意匠の間で、本意匠・関連意匠として登録することが可能となった。
- 登録された事例を、物品等分類別にまとめて2021年8月特許庁ホームページにて公開。

<https://www.jpo.go.jp/system/laws/rule/guideline/design/buppin.html>



## (2) 改正意匠法に基づく新たな保護対象の意匠登録事例

令和元年改正意匠法下において、新たな保護対象（画像・建築物・内装）の意匠として意匠登録出願され、その後意匠登録されたもののの中から、ユーザーの参考となるような登録事例をまとめ、2022年1月に特許庁ホームページに公開。

[https://www.jpo.go.jp/system/laws/rule/guideline/design/kaisei\\_hogo.html](https://www.jpo.go.jp/system/laws/rule/guideline/design/kaisei_hogo.html)

特許庁 JAPAN PATENT OFFICE

文字の大きさ 小 中 大 English 投書箱 (ご意見・ご要望) ホームページの使い方 アクセスマップ

ENHANCED BY Google

ホーム お知らせ 制度・手続 支援情報・活用事例 資料・統計 特許庁について お問い合わせ Q&A

ホーム > 制度・手続 > 法令・施策 > 法令・基準 > 基準・便覧・ガイドライン > 意匠 > 改正意匠法に基づく新たな保護対象（画像・建築物・内装）の意匠登録事例について

### 改正意匠法に基づく新たな保護対象（画像）

令和2年4月1日に、特許法等の一部を改正する法律（令和元年5月17日の意匠法を保護できるようになりました。

これらの意匠の出願・登録状況については、多くの企業等の皆様から周知を公開します。是非、知財管理等にご活用ください。

### 改正意匠法に基づく新たな保護対象（画像・建築物・内装）の意匠登録事例

- 画像の意匠登録事例集 (PDF:3,234KB)
- 建築物の意匠登録事例集 (PDF:4,641KB)
- 内装の意匠登録事例集 (PDF:11,225KB)

※登録意匠について掲載された内容は、意匠公報に記載されている内容の「特許情報プラットフォーム (J-PlatPat) (外部サイトへリンク)」

※以下の登録事例の各回をクリックすると、事例集の掲載ページへリンクします。

### 画像の意匠登録事例

【登録番号】  
【出願日 (出願基準日)】  
【意匠分類】  
【図案】  
【意匠に係る物品】  
【意匠に係る物品の説明】  
【図面】  
【画像図】

意匠登録第1677889号 (外部サイトへリンク)

2020. 7. 14  
N3-12W  
N3-12VGC, N3-12VGM, N3-12VNC  
アイコン用画像  
住宅の住み心地をシミュレーションするソフトの起動操作のためのアイコン用画像である。

すみごち  
カルテ

画像の意匠登録事例より  
(ミサワホーム株式会社)

【登録番号】  
【出願日 (出願基準日)】  
【意匠分類】  
【図案】  
【意匠に係る物品】  
【意匠に係る物品の説明】  
【図面】  
【側視図1】  
【側視図2】  
【正面図】  
【背面図】

意匠登録第1671723号 (外部サイトへリンク)

2020. 4. 1  
L3-2000  
L3-2000VZB  
商業用建築物  
本建築物は、その内部を、衣料品等を販売する店舗として、屋上から地上へと切り開いたような形状をなす屋外部分を、遊戯スペースや休憩スペース等として用いるものである。

図面の表面に表された濃淡は、立体表面の形状を表す濃淡である。「透明部を示す参考斜視図」及び「透明部を示す参考左側面図」において、青色で着色を施した部分は透明である。

建築物の意匠登録事例より  
(株式会社ファーストリテイリング)

【登録番号】  
【出願日 (出願基準日)】  
【意匠分類】  
【図案】  
【意匠に係る物品】  
【意匠に係る物品の説明】  
【図面】  
【左方斜視図】  
【右方斜視図】  
【正面図】  
【手前側の壁を省略して表した背面図】

意匠登録第1690192号 (外部サイトへリンク)

2020. 10. 1  
L3-7  
L3-7VZA  
化粧品売り場の内装  
この内装は、主に百貨店等に設けられる化粧品売り場の内装であり、商品の展示や販売、接客等に使用される。

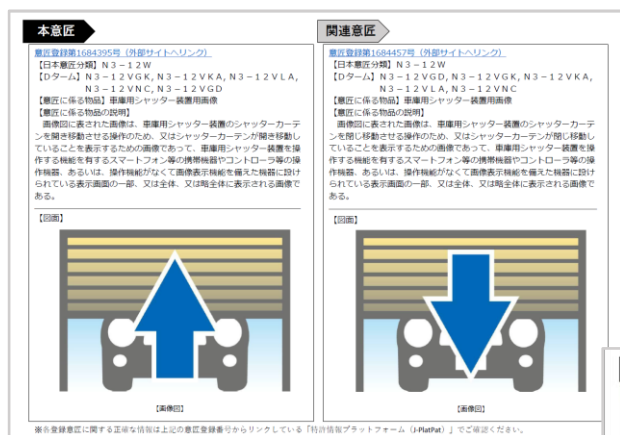
什器Bの最外層側面は、透明である。「壁面に設けられた商品展示部分の拡大図」に示すとおり、壁面に設けられた凹み形状の部分は、背面側に向かって凹み、商品を表示することができる。ピンク色で着色された部分以外の部分が、部分意匠として意匠登録をしようとする部分である。

内装の意匠登録事例より  
(株式会社コーセー)

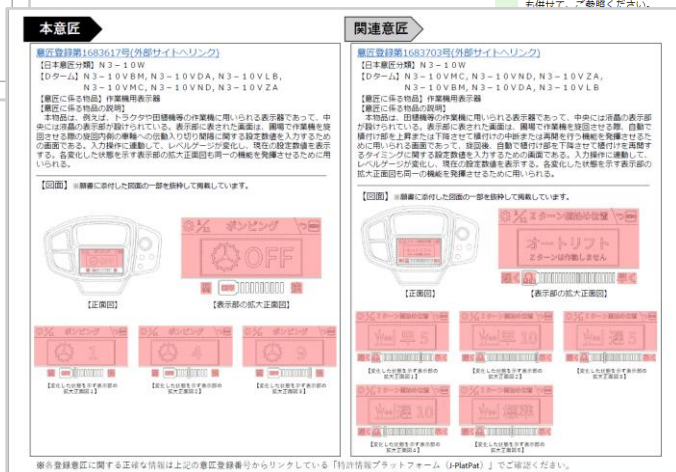
# (3) 画像を含む意匠の関連意匠登録事例集

改正法下の画像を含む意匠の意匠登録出願のうち、本意匠・関連意匠として登録されたものの中から、ユーザーの参考となるような事例をまとめ、2022年9月、特許庁ホームページに「画像を含む意匠の関連意匠登録事例集」として公開。

[https://www.jpo.go.jp/system/laws/rule/guideline/design/kanren\\_isho.html](https://www.jpo.go.jp/system/laws/rule/guideline/design/kanren_isho.html)



画像を含む意匠の関連意匠登録事例より  
(上、文化シャッター株式会社)  
(右、井関農機株式会社)



ありがとうございました